

平成 26 年度 介護サービス事業者等に対する集団指導等 姫路市資料

姫路市保健福祉推進室 事業所指定担当

内容	ページ
1 平成 27 年度報酬改定による体制届の手続きについて	1
2 介護保険制度改正について	
(1) 通所介護事業所等で提供する宿泊サービス（お泊りデイ）について	1
(2) 地域密着型通所介護への移行	1
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業	2
3 基準条例について	2
(1) 介護保険サービス事業所・施設の人員、設備及び運営等の基準条例の改正について	
(2) 条例の制定について	
4 （介護予防）通所介護の体験利用について	2
5 平成 25・26 年度 姫路市実地指導の主な指摘事項について	3
6 行政処分について	9
7 「その他の日常生活費」等の取扱いについて	13
8 平成 27 年度の報酬改定等について（地域密着型サービス） ※全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（H27.3.3）までの内容です。	
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	18
(2) 小規模多機能型居宅介護	21
(3) 看護小規模多機能型居宅介護（旧：複合型サービス）	27
(4) 認知症対応型共同生活介護	30
(5) 認知症対応型通所介護	34
(6) 地域密着型介護福祉施設入所者生活介護	40
共通事項等	48
① 地域区分	
② 介護職員処遇改善加算の拡大	
③ サービス提供体制強化加算の拡大	
④ 同一建物に居住する者へのサービス提供に係る評価の見直し	
⑤ 総合マネジメント体制強化加算の創設	
⑥ 登録定員等の緩和（小規模多機能型居宅介護、看護小規模型多機能型居宅介護）	
⑦ 緊急時における短期入所利用者や宿泊ニーズへの対応	
⑧ 運営推進会議及び外部評価の効率化	
⑨ 認知症対応型共同生活介護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所の併設型における夜間の職員配置の緩和	

1 平成27年度報酬改定による体制届の手続きについて

平成27年度の報酬改定に伴い、体制届の提出が必要な加算等があります。

姫路市に事前に届出が必要な加算のうち、

- ・新設された加算等
- ・算定要件等が見直された既存の加算等

届出に必要な書類等の詳細は、厚生労働省から示されていないため、本資料作成時点では、手続きに係る具体的なスケジュールや内容を示すことができません。今後、厚生労働省からの通知等があり次第、姫路市のホームページに掲載する予定です。

なお、平成27年4月1日適用の加算の届出は、本来、平成27年3月13日（施設系4月1日）までの提出期限ですが、厚生労働省から詳細が示されていないため、介護職員処遇改善加算を除く**全ての加算の届出について、平成27年4月15日（水）までに提出期限を延長**します。

姫路市ホームページ>保健福祉推進室>介護保険・障害福祉サービス事業者等の指定及び指導監査について

http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212397/_27772.html

※介護職員処遇改善加算の手続き等については、別途ホームページでお知らせします。

※みなし指定を受けている医療機関等についても、加算等の届出は必要です。

2 介護保険制度改正について

(1) 通所介護事業所等で提供する宿泊サービス（お泊りデイ）について

通所介護事業所等で提供する宿泊サービス、いわゆる「お泊りデイ」を行っている事業所については、平成27年4月1日から介護保険法に基づく届出が必要となります。

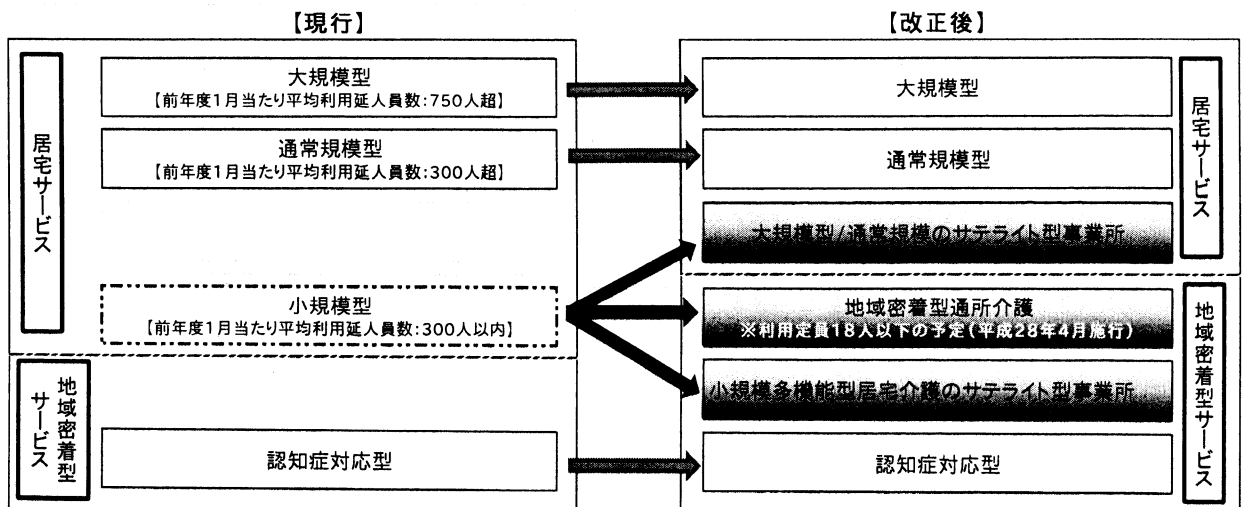
詳細については、厚生労働省から様式等が未だ示されていないことから、通所介護事業所宛てに別途、通知します。

(2) 地域密着型通所介護への移行

施行日：平成28年4月1日

移行する規模：利用定員18人以下の予定（厚生労働省令：未）

※ 詳細については、平成27年度中にあらためてお知らせします。



(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行し、平成 29 年度までに全ての市町村で実施されます。

姫路市の総合事業実施時期：平成 29 年 4 月 1 日から

※ 内容、手続き等については、平成 27 年度以降にお知らせします。

※ 平成 27 年 3 月 31 日現在で介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けている事業者は、平成 27 年 4 月 1 日から総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置（以下「みなし指定」という。）が設けられています。このみなし指定を希望しない介護予防サービス事業者は、下記までに届出を行ってください。

○みなし指定を不要とする申出の期限：平成 27 年 3 月 31 日

○姫路市ホームページ

保健福祉推進室>介護予防・日常生活支援総合事業について

○問い合わせ先 保健福祉推進室 地域包括ケア担当 079-221-2451

3 基準条例について

(1) 介護保険サービス事業所・施設の人員、設備及び運営等の基準条例の改正

平成 27 年 1 月に公布された介護保険サービス事業所・施設の人員、設備及び運営等の基準に関する省令の改正に伴い、姫路市の基準条例も改正しています。

○姫路市ホームページ

介護保険課>介護保険サービス事業所等の人員、運営等に関する基準を定める条例について

(2) 条例の制定について

居宅介護支援及び介護予防支援の基準について、姫路市の条例が制定されました。

施行日：平成 27 年 4 月 1 日

○姫路市ホームページ

介護保険課>介護保険サービス事業所等の人員、運営等に関する基準を定める条例について

4 (介護予防) 通所介護の体験利用について

通所介護事業所における体験利用についての留意事項（平成 26 年 11 月 28 日付）

体験利用について、姫路市の考え方を整理しています。

○姫路市ホームページ

介護保険課>介護事業者の方へ>介護保険関係 市からの通知等

http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212923/_5722/_27418.html